

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争 又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
敦賀港自動係留装置定期点 検・保守業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 神谷 昌文 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和7年4月1日	OMH Japan(株) 東京都千代田区三番町14 MLC三番町ビル4階	4010401078110	会計法第29条の3第4項 本業務は、敦賀港(鞠山南地区)岸壁(-14m)に設置している自動係留装置の性能を維持するため、定期点検・保守業務を行うものである。 自動係留装置は、海外メーカーのCAVOTEC社製(以下、メーカーという。)であり、国内で初めて敦賀港に設置された装置である。 同装置は、船舶の接岸において、アームの先端に装着した吸着板を遠隔操作により船舶に吸着させ、係留状態を保持する装置であり、アームを船舶の動揺に合わせ上下左右伸縮させる油圧システムと船体に吸着させるための電気・真空システム及びそれらを遠隔制御するシステムに分かれている。 これらのシステムを健全な状態に維持するためには、日常的に遠隔監視を行い、かつ定期的に点検を行う必要がある。 同装置の定期点検・保守業務にあたっては、遠隔監視において機器に内蔵されたセンサーから送信される信号を受信、解析により各システムの状態を監視し、定期点検において、各システムの部品等の健全度を点検するものであり、この遠隔監視の機能や、点検の手順等を示す各種マニュアルにはCAVOTEC社独自の技術にかかる知的財産が含まれているため同社以外は対応できないものである。 OHM Japan株式会社は、装置の開発における独自技術を保有したメーカーと代理店契約を締結した国内唯一の者であり、本業務を遂行できる国内唯一の者である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、OHM Japan株式会社と随意契約を行うものである。	14,300,000	14,300,000	100.00%	-	